

# 内部統制システムの基本方針

日本発条株式会社

## 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「社員行動指針」において、すべての役員、社員が法令及び企業倫理を順守することを定めるとともに、コンプライアンス最高責任者（代表取締役社長）・同推進責任者（企画管理本部C S R部部長）・同指導責任者（各部門長）・同推進事務局（企画管理本部C S R部）とする体制を構築し、コンプライアンスの推進を行っております。

また、コンプライアンスについては計画的に教育・啓発活動を実施し、法令違反、反社会的行為発生の未然防止を図っております。

なお、当社及び国内グループ会社の従業員が内部通報を行うことができる仕組みとして、外部の第三者機関が運営する窓口にコンプライアンスホットラインを設置しております。

内部監査部門は、業務の有効性、効率性、法令等の順守、財務報告の信頼性確保を目的にグループ会社を含めて、計画的に監査を実施しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた体制整備について

前項掲出の「社員行動指針」において、当社は、反社会的行為を行わず、暴力団などの反社会的勢力とは一切関係を持たない考え方を明らかにするとともに、反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、不法不当な要求に対しては決して個人や一部署では対処しないことを明記し、従業員に対して教育、啓発活動を実施しております。

## 3. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る以下の情報の保存及び管理については、取締役会規則、文書管理規程等社内規程に基づき、保存及び管理を行っております。

- ・株主総会議事録及び関連資料
- ・取締役会議事録及び関連資料
- ・経営戦略会議・拡大経営戦略会議議事録及び関連資料
- ・稟議書及び関連資料
- ・審議会・委員会議事録及び関連資料
- ・その他取締役の職務執行に関する重要な文書

情報の管理については、ニッパツグループ・情報セキュリティ・マネジメント・ポリシー（平成15年12月制定）及び機密情報管理規程・情報管理マニュアル等に基づき、情報管理の徹底を図っております。

## 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の整備については、全社横断的なC S R推進委員会を設置し、当社及びグループ会社を対象として、平時においては企業活動に関わるリスク（企業の過失が問われるリス

ク、財務リスク、従業員の不正行為・不祥事、災害・事故リスク、海外における事件・事故等)についての洗い出し、その対応策についてB C P (事業継続計画) や社内規程及びリスク管理マニュアル等を定めるとともに、教育・啓発活動の実施によりリスク発生の未然防止の推進を実施しております。

リスクが顕在化した場合には、所管部門及び関係部門が一体となって迅速な対応を行っております。さらに重大なリスクが発生した場合には、速やかに対策本部を発足させ、対策後にはC S R推進委員会において再発防止に努める体制としております。

また、重要な投資、出資、融資、債務保証案件については、当社及びグループ会社の案件の審査を行う投融資審議会を設置し、十分な事前審査を行っております。

## 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び一部のグループ会社においては、重点施策の展開・チェック・修正を効率的に行うこととする、経営管理システムを導入しております。

また当社及び一部のグループ会社においては、意思決定と業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制を導入し、経営と業務執行の分離により権限と責任を明確にしております。そのほか、I T活用による効率化、情報セキュリティ管理の強化等にも積極的に取り組んでおります。

## 6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社に取締役及び監査役を派遣することにより、グループ会社の経営状況を適時に把握し、不正又は不適切な取引を防止できる体制をとっております。

また、事業計画及び業務執行に関する重要事項についての事前承認・進捗状況の報告を通じてグループ会社の経営のモニタリングを実施し、必要に応じて支援を行っております。

加えて、当社内部監査部門は、グループ会社についても業務の有効性、効率性、法令等の順守、財務報告の信頼性確保を目的に、計画的に監査を実施しております。

## 7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

グループ全体の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、評価、維持、改善等を行っております。

## 8. 監査役が補助すべき使用者を置くことを求めた場合における使用人に関する体制

監査役が補助すべき使用者を置くことを求めた場合、監査役と人数、体制、独立性に関する事項等を協議し、必要な措置を講じております。

当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものといたしております。

## **9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、当社及びグループ会社の取締役会、経営戦略会議等に出席し、法定の事項、経営、業績に影響を及ぼす重要事項について遅滞なく報告を受ける体制を整えております。

また、監査役に報告を行った者が、当該報告により不利益な取り扱いを受けることを禁止する体制をとっています。

次の事項について、所管部門は遅滞のない報告を行っております。

- ・内部監査部門の監査結果
- ・訴訟を提起された場合、その内容
- ・内部通報があった場合、その内容
- ・コンプライアンス、BCP等で問題となっている事項

## **10. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社及びグループ会社の代表取締役、会計監査人及び内部監査部門は、監査役と、定期的に必要に応じて意見交換を行い、監査の実効性の確保に努めています。

以 上

制定：2006年5月15日

改定：2008年5月13日

改定：2010年5月11日

改定：2014年4月1日

改定：2015年5月12日

改定：2016年5月12日

改定：2017年5月24日

改定：2018年5月23日

改定：2019年5月22日

改定：2020年5月25日

改定：2021年5月21日

改定：2022年5月23日